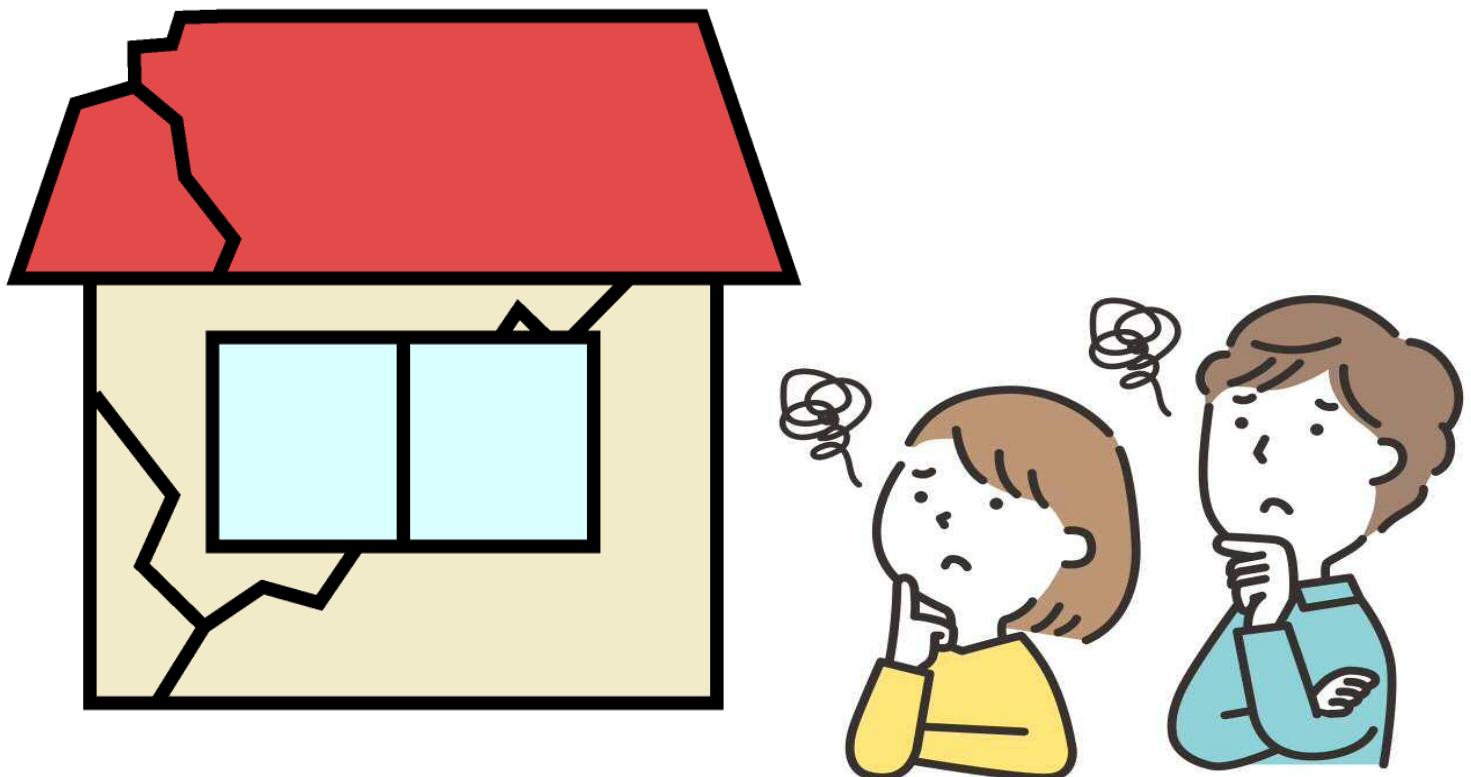


被災した建物が
法務局の職権で 滅失登記できない時は

土地家屋調査士に相談しよう！



登記記録上、附属建物のある建物のうち、建物の一方のみを解体した場合や、
登記された建物の一部が現存する場合は、滅失登記ではなく「表題変更登記」
になり、法務局の職権登記の対象外となります。

「表題変更登記」については、土地家屋調査士にご相談ください。

**建物滅失登記、表題変更登記 で
お困りのみなさま
土地家屋調査士がお答えします！
裏面を見て お気軽にご連絡ください。
輪島法務局の無料相談会でも
お待ちしています。**



・法務局輪島支局： ☎ 0768-22-0426
無料相談会は毎月第2土曜日開催
12時30分～15時30分（予約不要）